



全国高P連

年間掛金
400円×生徒数
(生徒数×9円の制度
維持費を含みます)

賠償責任補償制度のご案内

連合会加盟校の
約**60%**が
加入済!!

全国高P連

賠償責任補償制度が**選ば**れる理由!!

Point
1

児童・生徒の賠償責任に特化! 24時間補償で安心!

✓ 学校内・学校外・プライベート中も補償! ✓ 24時間補償! ✓ 最高1億円補償

Point
2

PTA管理下の事故におけるPTAに対する賠償責任も補償!

✓ 生徒だけでなくPTAが賠償責任を問われた場合も補償

Point
3

学校(PTA)単位での加入で安心&簡単!

✓ 掛け漏れなしで安心 ✓ 事務手続きも一括でOK

補償内容

「もしも」のときの経済的負担を補償します。

児童・生徒
賠償責任

日本国内における
生徒の行為に起因する
賠償責任を24時間補償します。

PTA
賠償責任

より充実したPTA活動をサポートします。

PTA管理下における日本国内での
PTA活動の遂行に起因する賠償責任
およびPTAの借用している財物損壊等
に対する賠償責任を補償します。

☑ 補償を受けることができるのは?

生徒およびその親権者その他の法定の監督義務者

☑ どんなときに補償されるの?

例えば、以下のような事例があります。

- 生徒が休み時間にふざけてガラスを割った。
- 生徒が自転車に乗っていて、誤ってお年寄りにぶつかりケガをさせた。
- 生徒が買い物中に誤って店の商品を壊した。

登下校中や休日などに起きた事故まで24時間補償されます!

☑ 支払限度額は?

支払限度額 (対人・対物合算)	1事故につき	1億円
免責金額 (自己負担額)	1事故につき	5千円



☑ 補償を受けることができるのは?

PTA

☑ どんなときに補償されるの?

例えば、以下のような事例があります。

- 対人・対物: PTAの催しで会場設備の不備により来場者にケガをさせた。
高校敷地内でPTAの奉仕活動中、除草作業で石を跳ね学校のガラスを破損。

- 保管物: PTA総会で使用するために借用した機材を誤って落として壊した。

PTA活動行事中であれば、教職員もPTA団体の構成員として補償の対象となります!

※教職員の行為によりPTAが負う賠償責任のことであり、教職員個人の責任を補償するものではありません。

☑ 支払限度額は?

支払限度額	対人・対物		保管物		
	対人	1名につき	5千万円	加害者1名につき	10万円
		1事故につき	5億円		
	免責金額 (自己負担額)	対物	1事故につき	5千万円	保険期間中
対人・対物それぞれ 1事故につき		1千円	1事故につき	5千円	

(*) 加入生徒数が50名未満のPTAの場合、保険期間中の支払限度額は10万円×加入生徒数です。

補償期間(保険期間)

新規加入PTA 令和7年4月1日(火)午前0時~令和8年4月1日(水)午後4時

更新PTA 令和7年4月1日(火)午後4時~令和8年4月1日(水)午後4時

中途加入の場合は、加入申込をした翌月の1日午前0時~令和8年4月1日午後4時です。

❗ ご注意

児童・生徒賠償責任

賠償責任補償制度の補償範囲 ☐ 賠償責任補償制度が対応している範囲です。

事故発生場所	学校管理下外 (日常生活中)	学校管理下 (※1)
主な責任主体	児童・生徒・およびその親権者その他の法定の監督義務者	
補償の対象と範囲	「24時間」の補償	
事故の原因	故意	×
	過失・不可抗力	○ (支払対象)

(※1)「学校管理下」…「登校から下校までの全ての時間(休み時間中・課外活動中も含みます)」が学校管理下となります。

(※2)「学校の管理責任」…日常的な指導状況や事故現場において適切な注意が払われていたかどうか等を総合的に勘案の上、責任の有無や責任の割合を判断致します。学校管理下での補償については、学校の管理責任の有無によって補償対象とならない場合があります。

けんかによる加害事故

➡けんかによる加害事故については、本人の故意によるものとみなされることが多く、その場合は補償の対象となりません。

アルバイト中の事故

➡会社や店で業務に従事中に発生した賠償責任は使用者である会社側が負うのが一般的ですが、生徒個人の過失が認められた部分については補償の対象となります。

PTA賠償責任

●「PTA」とは、保護者と教職員で構成される団体をいい、生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して学校および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、生徒の校外における生活の指導、もしくは地域における教育環境の改善・充実をはかるため、PTA会員相互の学習、その他必要な活動を行うものをいいます。

●「PTA管理下」とは、PTAの指揮、監督または指導下において「PTA活動」を行っている間をいいます。ただしPTAの構成員であるPTA会員および生徒がPTA活動に参加するための所定の場所と自宅との往復途上は「PTA管理下」には含まれません。

●「PTA活動」とは、日本国内においてPTAの目的にそってPTAが企画・立案し主催する学習活動または実践活動であって、PTA総会、運営委員会における決定などPTA会則(名称が何であるかを問いません。)に基づく正規の手続きを経て決定されたものをいいます。

補償の対象とならない場合(主なもの)

児童・生徒賠償責任

- ①保険契約者、被保険者の故意
- ②戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ③地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ④自動車、原動機付自転車もしくは航空機または船舶・車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)または銃器の所有、使用、管理に起因する賠償責任
- ⑤被保険者と同居する親族または被保険者と生計を共にする別居の親族に対する賠償責任
- ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊につき、正当な権利(所有権等)を有する者に対する賠償責任(例:借用中のパソコンを壊した)
- ⑦被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
- ⑧日本国外で生じた事故に起因する損害
- ⑨他人との特別の約定により加重された賠償責任 等

PTA賠償責任

共通

- ①保険契約者、被保険者の故意
- ②戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ③地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ④日本国外のPTA活動で生じた事故に起因する損害
- ⑤他人との特別の約定により加重された賠償責任
- ⑥PTA活動終了後に行われたPTA活動以外の活動に起因する賠償責任 等

PTA活動の遂行に伴う賠償責任のみ

- ⑦自動車、原動機付自転車または車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)の所有、使用、管理に起因する賠償責任
- ⑧PTAの占有を離れた物や飲食物に起因する賠償責任
- ⑨PTAが所有、使用または管理する施設の修理、改築または取壊しなどの工事に起因する賠償責任

保管物に係わる賠償責任のみ

- ⑩被保険者が借用した保管物のかし、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した保管物を貸主に返還した日から30日を経過した後に発見された保管物の破損に起因する賠償責任

本制度の加入について

本制度は単位PTAごと一括して加入いただき、保護者がPTA会員の生徒全員を補償するものですので、加入申込は単位PTAの担当者が一括して行います。(各単位PTAの申込担当の方は、別途配布しております「手引き」を十分ご確認のうえ、お手続きください。)なお、一旦加入した後は、単位PTAより所定の期日までに更新しない旨の申し出があるか、保険会社より連絡がない場合、引き続き毎年自動更新されます。(原則として契約者である全国高P連にて保険会社に対して更新手続きを行います。)

ホームページでは、賠償責任補償制度について詳しくご紹介しております。

全国高P連

Q 検索

<http://www.zenkoupren.org/index.html>



このチラシはPTA賠償責任保険の概要を説明したものです。保険の内容は「全国高P連賠償責任補償制度の手引き」および「手引き」に掲載している保険約款をご覧ください、ご不明の点がございましたら下記までお尋ねください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このチラシの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

●補償内容についてのお問い合わせ窓口

(引受幹事保険会社)

東京海上日動火災保険株式会社 TEL.0120-889-980

担当課 公務第二部文教公務室

(共同引受保険会社)

AIG損害保険株式会社

TEL.03-6848-8480

三井住友海上火災保険株式会社

TEL.03-3259-4061

損害保険ジャパン株式会社

TEL.03-3349-4679

●制度についてのお問い合わせ窓口

所属都道府県高等学校PTA連合会

一般社団法人 全国高等学校PTA連合会

東京都千代田区神田佐久間町2-1 奥田ビル301

TEL.03-5835-5711